

指定避難所における停電対策等の支援に関する協定

協 定 書

令和8年7月24日

指定避難所における停電対策等の支援に関する協定書

薩摩川内市（以下「甲」という。）と薩摩川内市電設協会（以下「乙」という。）は、薩摩川内市内で災害が発生した場合の指定避難所における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時の指定避難所における停電対策等に関して、乙が甲に対して支援することにより、指定避難所の機能を強化し避難者生活の安定を図ることを目的とする。

（支援の範囲）

第2条 乙の甲に対する支援の範囲は、次のとおりとする。

- （1）甲が開設した指定避難所が停電状態となった場合における簡易照明器具等の設置と発動発電機等による電源の確保
- （2）甲が開設した指定避難所で使用する電気機器に対する発動発電機等を用いた電源の供給
- （3）大規模震災時等に乙の周辺で、市民等による救助救出活動が実施される場合における、乙の保有する資機材の市民等への貸与

（支援の要請）

第3条 甲は、必要に応じて前条第1号から第3号に規定する支援を乙に対して要請することができる。

- 2 前項の規定による甲の乙に対する要請は乙に文書で要請することにより行なうものとする。ただし、文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第4条 前条により支援の要請を受けた乙は、速やかに甲に対する支援を行うものとする。ただし、乙が安全に動ける状況を確認した上で支援を行うものとし、乙の被災状況やその他の事情により支援が困難な場合は可能な範囲での対応とする。

- 2 乙は、前項ただし書の場合、甲に対して直ちに報告を行う。
- 3 乙は、支援作業の終了後、遅滞なく甲に報告するものとする。

（費用）

第5条 第2条各号に規定する支援にかかる費用は、甲と乙で協議の上決定する。

(災害時における情報提供)

第6条 甲及び乙は、災害発生後、相互に速やかに連絡を取るよう努めるものとし、また、被災状況等について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、乙の協会員は労働災害保険にその補償を請求するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙はこの協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。また、秘密情報を互いに事前の承諾を得ずに第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(相互連絡)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当者を定め、必要に応じて意見交換会を実施するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙双方とも解除の申し出を行わない場合は、引き続きその効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(その他)

第12条 本協定の締結を証する為、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年7月24日

甲 薩摩川内市
薩摩川内市長 田中 良二

乙 薩摩川内市電設協会
会長 佐藤 壮一郎